第１号様式（第４条関係）

関川村長　様

関川村本人通知制度登録申請書

関川村住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第４条の規定により、次のとおり登録を申請します。

申請日	年　月　日

申請者 （登録対象者）	フリガナ 氏　名	
	生年月日	年　月　日
	住　所	〒
	本　籍	
	連絡先 （電話番号）	
通知を希望する項目		□　住民票　□　戸籍　□　戸籍の附票

代理人による申請の場合は、以下の欄について記入してください。

代理人	□　法定代理人（　□親権者　□未成年後見人　□成年後見人） □　法定代理人以外の代理人	
	フリガナ 氏　名	
	住　所	〒
	連絡先 （電話番号）	

（注）

１　各欄に必要事項を記入し、該当する□に「レ」印を付してください。

２　申請の際、次の書類を提示し、又は提出してください。

⑴　本人による申請の場合　本人確認書類（運転免許証、旅券、個人番号カード、在留カード等）

⑵　法定代理人により申請する場合　代理人の本人確認書類及びその資格を証明する書類（戸籍謄本等）

⑶　法定代理人以外の代理人により申請する場合　代理人の本人確認書類及び委任状

３　法定代理人により申請する場合は、本人通知制度による通知の宛先は、法定代理人の住所となります。

４　登録者名簿への登録は、原則として申込み受付日の翌日となります。

※事務処理欄（以下の欄は記入しないでください。）

受付	審査	本人確認	該当	登録	説明	登録期間
窓口・郵送		免・旅・マイ 他（　　）	住（　　） 戸（　　） 附票（　　）	住 戸 附票	窓口・通知１ （　/　）	年　月　日　から 年　月　日　まで
（必須）代理権確認	法定代理人：戸籍　後見登記事項証明書　他（　　）／任意代理人：委任状					

（裏面）

関川村住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

1　この制度は、**住民票の写し等**を**第三者**に交付した場合において、登録をした人（以下「登録者」といいます。）に対し、その交付の事実を通知するものです。

○　「**住民票の写し等**」とは、住民票（除票を含む。）の写し、住民票（除票を含む。）記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本及び戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書をいいます。

○　「**第三者**」とは、次に掲げる人又は団体をいいます。

・登録者又は、登録者の同一世帯員等（住民票の写しの交付にあっては同一世帯の人を、戸籍及び戸籍の附票の写しの交付にあっては戸籍に記載のある人、その配偶者又は直系親族をいいます。以下同じ。）の代理人

・登録者、登録者の同一世帯員等又はそれらの代理人以外の人又は団体で、法令の規定により住民票の写し等の交付を請求するもの（国及び地方公共団体の機関を除きます。）

2　登録者と同一の住民票、戸籍等に記録され、又は記載されている人であっても登録をしていなければ通知の対象にはなりません。

3　郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による登録申請は、制度を利用しようとする人が次のいずれかに該当する場合です。

(1)　疾病その他やむを得ない理由により直接申込みをすることができないとき。

(2)　他の市区町村に居住しているとき。

4　通知する内容は、住民票の写し等を第三者に交付した日、その種類及び通数並びに第三者の区分（登録者の代理人、代理人以外の第三者（個人、法人））です。

5　氏名、住所その他登録をした内容に変更が生じたときは、届出をしてください。届出がない場合は、通知書を送付することが出来ない場合があります。また、登録を廃止しようとするときも届出をしてください。

6　登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、登録を廃止します。